

○沖縄県環境整備センター株式会社発注の建設工事に係る
総合評価一般競争入札実施要領

平成25年9月1日
環整セ第12号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の10の2の規定に準じて、沖縄県環境整備センター株式会社（以下「当社」という。）の発注する建設工事において工事の品質確保を目的として価格と技術力を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）の実施に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価方式 自治令第167条の10の2の規定に基づき、価格と技術力を総合的に評価し、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- (2) 契約担当者 社長又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (3) 主務課長 契約事務及び実施する工事（以下「当該工事」という。）の施工に関する事務を分掌する課長をいう。
- (4) 低入札調査基準価格 沖縄県環境整備センター株式会社低入札価格調査制度要領（平成25年9月1日付け環整セ第14号。以下「低入札調査要領」という。）において、低入札調査基準価格として定められた額をいう。
- (5) 失格基準価格 低入札調査要領において、失格基準価格として定められた額をいう。

(対象工事)

第3条 この要領は、特に小規模な工事等その他内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除く、技術的な工夫の余地が小さい工事を対象とする。

(総合評価方式の選定)

第4条 総合評価方式の適用に当たっては、当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や予定価格（工事規模）に応じて、次に掲げるいずれかの方式を選択する。

- (1) 特別簡易型
技術的な工夫の余地が小さい工事で、同一工種の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式。
- (2) 簡易型
技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するため、簡易な施工

計画等において、工事内容の理解度、施工に当たっての工夫などの技術力を評価し、価格との総合評価を行う方式。

(落札者決定基準)

第4条の2 主務課長は、総合評価方式を行おうとするときは、あらかじめ、当該入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当社にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

2 落札者決定基準には、評価項目、評価基準及び得点配分を定める。

(学識経験者の意見の聴取)

第5条 主務課長は、総合評価方式を実施するに当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かななければならない。

2 主務課長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かななければならない。

(委員会等)

第6条 競争参加資格、技術力の審査・評価を行うため、技術審査会及び一般競争入札参加資格委員会（以下「委員会等」という。）を設置する。

なお、委員会等の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 技術審査会は、次の事務を所掌するものとする。

- ア 競争参加資格要件、評価項目、評価基準、配点、加算点、評価点、評価の担保の方法の設定に係る審査
- イ 競争参加資格の有無の審査
- ウ 技術資料に関する審査・評価
- エ 総合評価の審査

(2) 一般競争入札参加資格委員会は、次の事務を所掌するものとする。

- ア 競争参加資格要件の確認
- イ 評価項目、評価基準、配点、加算点、評価点、評価の担保の方法の設定に係る確認
- ウ 競争参加資格の有無の確認
- エ 技術資料の評価の確認
- オ 落札者決定のための確認

2 委員会等の組織及び運営方法は、別に定めるものとする。

(競争参加資格要件)

第7条 競争参加資格要件は、別に定めるものとする

なお、期限までに競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び当該工事

に関する必要な競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加させないものとする。

（技術力等の評価基準）

第8条 技術力の評価基準は、別に定めるものとする。

（当該工事の公告）

第9条 主務課長は、自治令第167条の6及び沖縄県財務規則第121条の規定により、第3号様式に準じて、掲示、その他の方法により公告するものとする。

なお、公告場所は、当社HPへの掲載、又は当社事務所に掲示とする。

2 前項における掲示期間は、公告日から競争参加資格確認申請期限日までとする。

3 当該工事を監督する課（以下「監督課」という。）長は、公告後速やかに当社において、当該工事に係る入札説明書（第4号様式）の縦覧を行うとともに、入札参加を希望する者に当該公告の写し、入札説明書を配布するものとする。

なお、競争参加資格確認後の詳細図面の配布に当たっては、実費を徴収できるものとし、この場合において、その旨を入札公告に掲載するものとする。

4 入札公告において、次の事項を明示するものとする。

(1) 総合評価方式を採用していること。

(2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準

（入札説明書に対する質問及び回答）

第10条 申請書を提出した者（以下「申請者」という。）は、入札説明書について、書面により質問をすることができる。

2 前項の書面は、入札期日の7日（沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）前までに、当社に持参しなければならない。郵送又は電送（FAXを含む。）によるものは受け付けない。

3 質問に対する回答は、前項の規定による提出期限の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に前項の提出窓口において閲覧に供するものとする。

（技術資料の作成に関する説明会）

第11条 技術資料の作成に関する説明会を行う場合は、説明会を公告した日から3日以降に実施できるものとする。

（競争参加資格の申請）

第12条 当該工事の入札に参加を希望する者は、申請書及び確認資料（以下、「申請書等」という。）に必要な事項を記載し、当社に、申請期限日までに、提出しなければならない。

2 申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

3 申請者から提出された申請書等は返却しないものとする。

4 申請書等は、当該競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しないものとする。

（競争参加資格の審査方法）

第13条 競争参加資格の審査は、入札前に全ての申請者について行い、資格が確認された者による総合評価の結果に基づき、落札者を決定する方式（以下、「事前審査型」という。）のほか、開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者に関して総合評価を行い最も評価値の高い者（以下、「落札候補者」という。）について、入札参加資格の審査を行い、資格が確認された場合に落札決定する方式（以下、「事後審査型」という。）によるものとする。

2 前項の審査を行う場合においては、必要に応じて、提出された申請書等のヒアリングを実施することができる。

（競争参加資格の確認）

第13条の2 事前審査型においては、監督課は、提出された申請書等に基づき全ての申請者について競争参加資格を審査の上、競争参加資格確認審査結果を取りまとめ、技術審査会の議を経るものとする。

2 事後審査型においては、提出された申請書等並びに開札後に落札候補者から提出された申請書等の内容を証明する資料（以下、「証明資料」という。）に基づき競争参加資格を審査の上、競争参加資格確認審査結果を取りまとめ、技術審査会の議を経るものとする。ただし、落札候補者に競争参加資格が無いことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から競争参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行うものとする。

3 主務課長は、競争参加資格確認審査結果について内容を確認の上資格委員会に提出するものとする。

4 契約担当者は、資格委員会の意見を聞いて、資格の有無について、確認を行うものとする。

5 事前審査型においては、資格の有無の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

6 事後審査型においては、資格の有無の確認は、証明資料の提出期限日をもって行うものとする。

（確認結果の通知）

第14条 事前審査型においては主務課長は、競争参加資格の確認結果を申請期限日から原則として20日以内に、競争参加資格確認結果通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 事後審査型においては、落札者決定通知をもって、資格確認結果の通知に代えるものとする。ただし、資格がない認められた者については、速やかに第5号様式により理由を付して通知するものとする。

（無資格者等への理由説明）

第15条 競争参加資格がないと認められた者は、前条の通知の日から5日（休日を除く。）以内に書面をもって主務課長に説明を求めることができる。

2 主務課長は、前項の説明を求められた日から5日（休日を除く。）以内に書面をもって回答するものとする。

(入札の方法)

第16条 事前審査型においては、入札の執行に先立ち、競争参加資格確認結果通知書の写しを提出させるものとする。

- 2 入札の実施においては、価格のみで入札するものとする。
- 3 入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書の提出を求めるものとする。
- 4 入札回数は2回(再入札1回)限りとする。
- 5 入札後は、「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。
 - (1) 一般競争入札参加資格委員会の議を経たうえで落札者を決定する。
 - (2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知する。

(入札書の提出)

第17条 入札は、指定された日時に、入札書を持参して行うものとする。

- 2 原則として、郵便による入札は認めないものとする。

ただし、郵便による入札を認めた場合は、受領期限を入札執行の日時前に定めることができるものとする。
- 3 郵便による入札を行った者がいる場合で、1回目の入札において落札しなかったときは、郵便による入札を行った者に対し再度入札について通知するための期間及び入札書を郵送するために必要な期間を考慮し、再度入札の期限を定めなければならない。

(総合評価の方法)

第18条 総合評価は、提出された技術資料に基づき各評価項目を点数化した得点の合計値により算定された加算点に基礎点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を入札価格で除す除算方式により得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

- 2 総合評価における各用語の定義は、次の各号によるものとする。
 - (1) 基礎点 参加資格を得た者に与える点数(100点)
 - (2) 評価点 総合評価方式の型式ごとに別途定められた点数
 - (3) 得点 提出された技術資料により、各社の基礎技術力を数値化した値
 - (4) 加算点
$$\text{評価点} \times \frac{\text{各社の得点}}{\text{設定総得点(満点)}}$$
 - (5) 技術評価点 基礎点(100点)に加算点を加えた点数
 - (6) 評価値 技術評価点を入札価格で除した値
 - (7) 基準評価値 基礎点を予定価格で除した値

(落札者の決定)

第19条 主務課長等は、予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上の価格の者で評価値が最も高くかつその評価値が基準評価値を下回らない者を落札候補者とする。

この場合において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、原則として、くじにより落札候補者を定めるものとする。

- 2 主務課長等は、前項の落札保留の者について落札を決定しようとする場合は、一般競争入札参加資格委員会の議を経て決定するものとする。
- 3 第5条第2項の意見聴取において落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 4 落札者を決定した場合には、その結果を速やかに全入札参加者へ通知するものとする。

(非落札者への理由説明)

第20条 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、前条の通知の日から5日（休日を除く。）以内に書面をもって主務課長に非落札理由の説明を求めることができる。

- 2 主務課長は、前項の説明を求められた日から5日（休日を除く。）以内に書面をもって回答するものとする。

(評価結果等の公表)

第21条 主務課長は、総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、落札決定通知後速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 入札参加者名
- (2) 各入札参加者の入札価格
- (3) 各入札参加者の技術評価点
- (4) 各入札参加者の評価値
- (5) 各入札参加者の各評価細目の点数

(入札の無効)

第22条 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、確認資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(評価の担保)

第23条 落札者決定に反映させた確認資料の記載内容が工事施工に当たって十分に履行されていない場合は、完了検査時における工事成績を減点するものとする。その内容については、入札説明書に記載するものとする。

(工事成績の減点)

第24条 前条に係る減点は、施工計画に関する次の事項について行うものとする。

- (1) 工程管理に関する事項
- (2) 施工上の課題に関する事項
- (3) 施工上の配慮に関する事項
- (4) 品質に関する事項

(その他)

第25条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。